

氏名(本籍)	山 <sup>やま</sup> 口 <sup>ぐち</sup> 洋 <sup>ひろ</sup> 史 <sup>し</sup> (東京都)
学位の種類	教育学博士
学位記番号	博乙第610号
学位授与年月日	平成2年7月31日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
審査研究科	心身障害学研究所
学位論文題目	イギリスにおける障害児「義務教育」制度の成立過程
主査	筑波大学教授 石部元雄
副査	筑波大学教授 教育学博士 津曲裕次
副査	筑波大学助教授 柳本雄次
副査	筑波大学教授 教育学博士 福沢周亮
副査	筑波大学教授 真野宮雄
副査	筑波大学教授 教育学博士 成田十次郎

## 論文の要旨

本論文は、以下のように構成されている。

- 序章 研究の課題と方法
- 第一部 社会事業としての障害児教育の成立と展開
- 第二部 障害児「義務教育」制度の成立過程
- 終章 イギリス障害児「義務教育」制度の特質

序章では、わが国における養護学校教育の義務制が、重度・重複障害児教育、在宅や施設等への訪問教育、さらに普通児との交流教育も含めた多様な学習形態で推進されている現状を直視して、イギリスにおける障害児「義務教育」制度の成立過程に関心を寄せて研究する意義の必要性重要性を述べている。イギリスは、世界で最も早く資本主社会を最も自然な形で形成してきた国として、社会経済史、政治史、社会事業・社会福祉史等のあらゆる分野で研究の対象とされてきたが、障害児義務教育制度についても例外ではないからである。

第一部では、イギリスにおける民衆児童教育において、多様な慈恵的教育機関を生成させ、「工場法」の教育条項にみられるように、児童保護政策としての民衆児童教育の伝統があるが、しかし、障害児・者（以下障害児という）の義務教育の成立の検討に際しては、社会事業、とりわけ救貧対策との関連から論述しなければならない、と考え、社会事業の枠内での障害児教育の成立・展開を取り扱っている。障害児教育の中で、他の種の障害児教育に先行して聴覚障害児と視覚障害児に対する独自の組織的教育が、共にほぼ時を同じくして18世紀に始まったが、それが社会的な拡がりを見せて、

「ろう学校」及び「盲学校」を出現させ、教育実践の拡充発展を招くようになるには、1860年代を待たねばならなかった。それは、この時期に社会事業における救貧対策が「救貧」から「予防」へと変質したことによって、医療・衛生・教育制度の整備が進められて、「貧困層」の増大防止策がとられるようになり、その一環として教育をテコにして障害者を貧困層から脱却させようとする意図から教育が重視されるようになったからである。

救貧対策の枠内での施策には限界があったが、上述のような事情から、手話法や口話法が「ろう学校」で、又、凸文字や点字が「盲学校」でそれぞれ顕在化し、学校教育へ導入されていった経緯について、聴覚障害児教育と視覚障害児教育にあっては、学校（施設）の設立年代・目的、学校（施設）設立運動の主体、入学者（収容者）の実態等にかなり固有なものがあるとして、それぞれを個別に記述している。

第二部では、社会事業の枠を離れて、一般の公教育の成立・発達との関連において、主として聴覚障害児、視覚障害児及び軽度精神薄弱児の教育について論述されている。この際、聴覚障害と視覚障害の両教育については、教育方法上は互いに独自のものがあるものの、同じ枠内で一緒に記述し、これらより年代的に遅れて成立する軽度精神薄弱教育については、別枠で記述している。

まず、1870年、1876年、1880年の三つの初等教育法における就学猶予・免除規定を検討し、障害児はその規定に該当する者として最後まで取り残されているが、このことから、公教育関係の諸立法の意図は、大量の労働力の生産を促す能力を持つ健常者の教育を主目的とするものであり、公教育制度も、そうした意図に基づいて整備されていった、と指摘している。しかし、こうした公教育制度の整備は、やがて、障害児に対する教育的対応を積極的なものとするようになり、当時の民間の代表的な慈善団体（Charity Organization Society, C.O.S.）は基礎教育段階の初等教育について、障害児と普通児との共学を主張するようになった。かようにして、障害児教育「義務化」論の成立基盤がしだいに醸成されていったのである。

聴覚障害児と視覚障害児に対する義務教育は、1889年の「盲・ろう王立委員会報告書」が提出された4年後に本報告書の検討に基づいて、1893年「初等教育（盲・ろう児）法」として成立した。同法は、イギリスで最初の障害児「義務教育」立法であり、当時、義務就学年齢の上限は普通児では14歳であったのに、障害児の場合は16歳に延長して、義務教育の内容に、普通基礎教育だけでなく職業技術教育までも含めていることに注目して、その点には、障害児が義務教育終了後、社会的自立を図ることを願って、被救済者となることを防止しようとする意図が胚胎していた。

一方、1880年代後半から90年代にかけての普通児の就学率の向上は、過大学級での一斉授業を余儀なくするものとなった。そのうえイギリス公教育政策の特徴であった出来高払い制度（Payment of Result）は、学力不振の在学者の問題を顕在化させることになるなどして、それへの教育上の対応策として「特殊学級」が1892年から開設されるようになった。かようにして、軽度精神薄弱児教育が出現し、この種の障害児に対する義務教育化が論議されるようになって、「欠陥児及びてんかん児専門委員会報告書」（1898年）に基づいて立法化されたのが、1899年の「初等教育（欠陥児及びてんかん児）法」である。本法は、16歳までの軽度精神薄弱児の全員に対する就学義務を定めたものではなく、

16歳までの軽度精神薄弱児で就学希望の者には就学できるようにする、という趣旨で立法化された。そのため特殊学校の設置についても地方教育当局からの要望にしたがって任意に認める、というものであった。こうした立法の背景には、入学・入級の対象児の判定基準のあいまいさや労働・福祉関係の制度的保障の困難さなどの問題があったことはいなめない。

この1899年法の実施後、1907年の「教育（行政的措置）法」による「公立学校入学児の医学的検診の義務化」規定の実施に基づく医務官の配置などによって、通常の学級内の障害児、つまり、肢体不自由児やてんかん児、さらに病・虚弱児、難聴児、弱視児などが顕在化していく一方で、1914年に「初等教育（欠陥児及びてんかん児）法」で、軽度精神薄弱児教育の義務化が成立した。しかし、その際、重度の精神薄弱児については、就学義務を免除して福祉に該当するものとしたために、軽度精神薄弱児に対して就学義務を法的に強制しようとしても、一方では軽度精神薄弱児と普通児の、他方では軽度精神薄弱児と重度精神薄弱児の、それぞれの境界を判然と見極めることが困難な事態を生じた事などから、軽度精神薄弱児を特殊学級・学校の教育対象児として強制的に就学させることができない状況を存続させることになった。

終章は全体のまとめと今後の課題についての記述である。

## 審 査 の 要 旨

本論文は、イギリスにおける障害児義務教育制度の成立・展開に焦点をあてて記述しながら、障害児教育の義務化の特質を明らかにしようとしたものである。取りあげられた時期は、18世紀末からであるが、本論文の中心は1860年代から1914年頃までである。本論文で障害児に対する義務教育制度の成立過程と義務教育の特質について、著者が、わが国内では入手困難な資料・文献を渡英して収集し、それらを多面的に駆使して、極めて実証的に体系的に究明しているところは高く評価できる。障害児教育の歴史研究は、一般の教育史研究に比べるとなお日が浅く、特にイギリスの障害児教育史研究については、研究の必要性重要性は痛感されながら、ほとんど未開拓であったので、本研究から得られた新しい知見が、イギリスの場合も含めて、障害児教育の歴史研究に寄与するところ大なるものがある。特に、本論文で、イギリスの国会議事録、王立委員会報告書、政府の専門委員会報告書、C.O.S.の報告書等を克明に読破・検討して、障害児に対する義務教育の成立・展開が、一般の義務教育制度の場合とは異なっている事情を明らかにしていることなどは特記に値するものである。

しかし、本研究には、研究の主対象が聴覚、視覚、精神薄弱の3種類の障害児の教育に限られているために今後に残された課題もあるが、本論文でイギリスにおける障害児「義務教育」制度の成立過程と障害児「義務教育」の特質について、すぐれた水準でもって論究がなされ、相当の妥当性を持つ内容が提示されていることは高く評価できる。

よって、著者は教育学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。